

改正

平成25年7月26日条例第59号

平成26年3月31日条例第11号

平成31年3月29日条例第5号

令和5年3月31日条例第2号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 バイオテクノロジーを活用した産業及びこれと関連性が高い産業（以下「バイオ関連産業等」という。）に関する研究開発による新たな事業を開拓するための施設並びにバイオ関連産業等に関する研究の成果の企業化を支援する施設を提供することにより、バイオ関連産業等の活性化を促進し、もって県内におけるバイオ関連産業等の振興に資するため、沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、うるま市字州崎5番地1とする。

(センターの管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第8条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(利用の許可)

第8条 センターの施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の申請が規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の利用期間)

第9条 施設の利用の許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超えない範囲内において更新することができる。

(工作物等の設置等)

第10条 利用者は、その利用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第8条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第13条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 利用者が施設において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(放置物件の除去命令)

第16条 指定管理者は、センター内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第17条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設の利用を終えたとき、又は第8条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第19条 利用者は、その利用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年6月規則第69号で、同25年7月1日から施行)

附 則 (平成25年7月26日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定及び第13条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条まで及び第13条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成26年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

種別	単位	基準額
事業支援室	1平方メートル1月につき	2,400円
研究室	1平方メートル1月につき	2,400円
実証棟	1平方メートル1月につき	830円
駐車場	1台1月につき	3,130円

備考

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。